

# 浜松市立小中学校の通学路設定に関する基準

この基準は、浜松市立小中学校の児童生徒における登下校時の安全確保を最優先とした通学路の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 通学路

通学路とは、自宅から学校まで登下校時に使用する道路とする。一人一人の通学路については、各家庭で、学校長が指定する道路をもとに、日常使われている道路の中から、より安全と思われる道路を決定する。

なお、学校長は年度当初に一人一人の通学路について確認するものとする。

## 2 指定通学路

指定通学路とは、児童生徒の安全を第一に考え、学校周辺及び校区内において、より安全と思われる道路を、学校長が必要に応じて保護者や地域と協議し、決定したものとする。

なお、学校長は年度当初に図面に記載して教育委員会に届け出るものとする。

## 3 指定通学路の範囲

指定通学路設定に当たっては、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 学校を中心とする半径おおむね500m以内の道路
- (2) 登下校時に、多くの児童生徒（目安として約20名）が使用する道路
- (3) 集団登校を行っている学校については、集合地点から学校までの道路
- (4) その他、学校長が必要と認める道路

## 4 指定通学路の設定についての留意事項

- (1) 指定通学路の設定においては、できるだけ歩車道の区別のある道路とし、区別がない場合は、次の条件に留意する。
  - ア 車の交通量が比較的少ないこと。
  - イ 道路の幅員が児童生徒の通行を確保できる状態にあること。
  - ウ 路面や側溝等の占用状態が良好であること。
- (2) 危険な横断箇所には、横断歩道や信号機、歩道橋、地下道等が設置されていること。
- (3) 交通安全面からだけでなく、防犯面からも適切な道路環境であること。

## **5 指定通学路の変更**

学校長は、保護者や地域と協力して、指定通学路の点検を定期的に行うこととする。また、指定通学路の変更が必要な場合は、必要に応じて保護者や地域と協議し、通学路の変更を行い、教育委員会に届け出るものとする。

## **6 教育委員会の役割**

教育委員会は、年度当初に学校長から提出された指定通学路が示された地図を警察や道路管理部署に送付し、通学路整備や改善の働きかけをする。

## **7 適用**

この基準は、平成31年4月1日から適用する。